

平成 22 年度
包括外部監査結果報告書
概要版

(テーマ) 県出資公社等の財務事務について

平成 23 年 3 月

山形県包括外部監査人 高嶋清彦

目 次

第 1 包括外部監査の概要	1
I. 監査の種類	1
II. 選定した特定の事件	1
1. 包括外部監査対象	1
2. 包括外部監査の対象期間	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
III. 包括外部監査の方法	2
1. 監査対象とした法人等	2
2. 監査要点	3
3. 監査手続	3
IV. 包括外部監査従事者	3
1. 包括外部監査人	3
2. 包括外部監査人補助者	3
V. 包括外部監査期間	3
VI. 利害関係	4
第 2 県出資公社等の財務事務について監査結果	4
I. 監査の結果について	4
II. 各公社等の監査結果及び意見の要約リスト	5

この概要版は平成 23 年 3 月 14 日付けで作成された「平成 22 年度包括外部監査結果報告書及びこれに添えて提出する意見」（以下、「報告書」とします。）の記載を、要約したものです。

第 1 包括外部監査の概要

I. 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日 法律第 67 号。以下、「法」という。）第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく「包括外部監査」である。

II. 選定した特定の事件

1. 包括外部監査対象

県出資公社等の財務事務について

2. 包括外部監査の対象期間

原則として平成 21 年度の執行分とした（ただし、必要と認めた場合には、他の年度を含む。）。

3. 特定の事件を選定した理由

景気低迷が長期化し税収が伸び悩む中、経済対策のための公共投資の支出が財政硬直化を招き、地方財政は悪化をたどっていると言われている。この傾向は当県でも例外ではないが、県では行財政改革を進めている。直近では、平成 22 年 3 月に「地域主権時代の県政運営指針」（山形県行財政改革推進プラン）を策定している。また、県は、行財政改革の一環として、県が出資する公社等についても、その必要性を検証して将来の方向性を整理し、「公社等の見直し計画（工程表）」を平成 18 年に制定し（平成 22 年に改定）、県が出資する公社等の廃止・効率的経営の実現を進めてきたところである。

(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）の施行

(2) 「第三セクター等の抜本的改革の推進について」（平成 21 年 6 月 総務省通知）の施行

(3) 公益法人制度の改革の進展

(4) 「第三セクター等改革推進債」の創設

こうした状況の下、県が出資する公社等においては、県民から一層の効率的・効果的な経営が期待されているところである。また、それらの公社等の財政状態や経営成績が適切に把握され開示されているかも重要な点であると考えられる。

上記の状況に鑑み、今回、公社等の管理体制や財政状態・経営成績及び県との取引内容・金額等を検討し、経済性・効率性・有効性の観点から、財務事務に関する検討を行うことにより、公社等の存続意義また経営上の要改善事項を明らかにすることが必要であると考え、「県出資公社等の財務事務について」を事件のテーマとして選定した。

Ⅲ. 包括外部監査の方法

1. 監査対象とした法人等

次の事項の金額の大きさを考慮して、以下の5公社等及び当該公社等の県の主管課を抽出した。

- ・ 県から支払われる委託料
- ・ 県から支払われる補助金
- ・ 県からの貸付金額
- ・ 県が行っている債務保証金額又は損失補償金額

- ①財団法人山形県林業公社 / 農林水産部森林課
- ②山形県道路公社 / 県土整備部道路課
- ③財団法人やまがた農業支援センター / 農林水産部農政企画課
- ④財団法人山形県下水道公社 / 県土整備部下水道課
- ⑤社会福祉法人山形県社会福祉事業団 / 健康福祉部障がい福祉課

(参 考)

上記5公社等に対する支出や資金取引等 (公表数値等をもとに作成)

金額単位：百万円

	H21年度 補助金の支出	H21年度 委託料の支出	H22/3/31 残 貸付金	H22/3/31 残 債務保証・損失補償
上記5公社等計	1,273	2,772	18,831	15,668

2. 監査要点

主に次の観点から監査を実施した。

- (1) 公社等の事業目的
- (2) 公社等に対する県の管理体制
- (3) 財務諸表の作成・開示の状況
- (4) 公社等の経営に関して、経済性・効率性・有効性
- (5) 公社等の財政状態、経営成績及び資金繰りの状態
 - ・公共資本を有している公社等に関して、維持や再投資の可能性
 - ・県が貸し付けている貸付金の回収可能性
 - ・県の債務保証や損失補償の実行可能性

3. 監査手続

- (1) 分析等
 - ・関連法規等の調査、財務諸表の分析
- (2) 対象各法人および対象各部局等へのヒアリング（現地調査）
- (3) 各種議事録、決裁文書等の閲覧
- (4) 取引内容や財務諸表残高に関して原始証憑の閲覧

IV. 包括外部監査従事者

1. 包括外部監査人

公認会計士 高 嶋 清 彦

2. 包括外部監査人補助者

公認会計士 齋 藤 禎 治

公認会計士 吉 沢 公 人

弁 護 士 手 塚 孝 樹

V. 包括外部監査期間

平成22年4月から平成23年3月までの期間、監査を実施した。

VI. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人および包括外部監査人補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 県出資公社等の財務事務について監査結果

I. 監査の結果について

「報告書」において、公社等毎に、把握した現状を「概要」として、監査の結果、検出された事項を「監査の結果および意見」として記載している。

監査の結果および意見について、監査人は次の区分で述べている。

対象による区分

区分	内容
公社等に関する事項	公社等に個別的な事項であり公社等が個別に対処可能と監査人が判断した事項
公社等の監査過程において検出された、県に関連すると考えられる事項	上記以外の、県が対処すべき事項または県の方針等を前提とすると監査人が判断した事項

性質による区分

区分	内容
指摘事項	現在の法令等に照らして抵触または不相当と監査人が判断した事項
意見	「指摘事項」には該当しないが、監査人が改善を要すると判断した事項または検討を要すると判断した事項

これらの記載の区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、事実の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果および意見については、平成 23 年 2 月末の時点での判断に基づき記載している。

II. 各公社等の監査結果及び意見の要約リスト

監査結果及び意見		区分	摘要
1.財団法人山形県林業公社			
1	<p>会計基準および財務規程への準拠性について</p> <p>平成 21 年度末において、実在しない現品処分済みの固定資産（事務用椅子 2 脚のうち 1 脚）が計上されている。</p> <p>固定資産および物品について毎年実在していることを確かめ、その明確な証跡を残したうえで、現物管理およびその会計処理（不一致がある場合の除却処理等）を適切に行うべきである。</p>	指摘	公社等
2	<p>借入金の残高管理について</p> <p>県からの借入金の一部について、県知事が押印した外部資料「資金の貸付について（通知）」が保存されていない年度が散見された。</p> <p>県からの借入に関しての外部資料は当該通知のみであるため、林業公社における権利義務を明確にする重要資料として適切に保管する必要がある。</p>	指摘	公社等
3	<p>借入金の返済可能性について</p> <p>借入金の返済可能性は分収林契約からの収益が収支予測通り実現するか否かにかかっている。毎年度、経営コスト、木材価格を反映させた収支予測の見直しを行っているが、理事会の承認事項とはなっておらず専務理事の専決事項となっている。これらの収支予測は、かなり長期にわたる将来予想を含むものであり困難さを伴うものであるが、毎年度、理事会等で機関決定すべき事項と考える。また、収支予測の達成状況は県の財政にも少なからぬ影響を及ぼすことと考えられることから、然るべき方法で情報開示される仕組みが必要であると考え。</p>	指摘	公社等
4	<p>借入金の返済可能性について</p> <p>収支予測の実現可能性は、分収林契約における林業公社と土地所有者との分収率を 7:3 と変更することが達成されるかどうかにかかわっている。この方針が明確にされた「財団法人山形県林業公社の抜本的経営改革をめざして」においては、同時に、主伐までの契約期間を延長するとともに低利な資金への借換えをはかり返済負担を軽減することにも言及されている。林業公社ではこの契約期間を延長させることを優先し実行中であるが、当該経営改善の大きなウェイトを占める分収率変更への具体的な対応策を速やかに講じる必要がある。</p>	指摘	公社等

概 要 版

5	借入金の返済可能性について 土地所有者を正確に把握することが今後重要になると考えられる。このため、現在も行っている「造林契約台帳」による契約内容の管理を今後とも充実していくことが望まれる。	意見	公社等
6	借入金の返済可能性について 施業基準および路網整備方針が新たに策定されており、これを踏まえた収支予測および投資計画を早期に策定する必要がある。これらの計画は政策方針等の見直しに伴い適時に見直していくべきものであり、この結果に基づき分収林直接事業費（分収林の育成・整備に係る費用）の将来予想の金額を見直す必要がある。	意見	公社等
7	分収林経営勘定について 現状、分収林経営勘定の評価に関する実務慣行は定着していないが、平成22年12月27日に報告された「林業公社会計基準について(素案)」(林業公社会計基準策定委員会)では、時価評価を行う時期は主伐時期が到来した時期とされている。現在、林業公社では主伐時期に到来している森林資産(=分収林経営勘定)は無いことから、時価評価額を算定する時期ではないと認識している。 なお、上記基準では、標準伐期齢以上の森林資産について、現時点における「回収能力見込額」を注記し、森林資産情報として開示することとしている。 この基準が策定されれば、林業公社にかかる一般に公正妥当と認められる会計基準としてこれを遵守する必要がある。	意見	公社等
8	借入金の返済可能性に関連するインフラ整備について 収支予測に基づき借入金が返済可能であるための条件の一つとして主伐時期に伐採した木材を市場まで運び出すための路網整備等のインフラ整備が必要となる。 現在、公社では独自に路網整備方針を策定しているが、インフラ整備の費用負担については、今後公社の自助努力に加え、社会資本整備の観点から、国の方針を受けた県の林業行政の枠組みの中で検討されるべき事項であると考えられる。	意見	県に関連する と考えられる 事項
2.山形県道路公社			
1	跨線橋下駐車場の有効利用について 東根跨線橋下駐車場については野鳥の害により、老野森跨線橋については需要が少ないため、一部利用ができないスペースが生じている。営業収入の機会損失が発生しているため、費用対効果を検討したうえで、対応を行っていくべきである。	意見	公社等

概 要 版

2	<p>収支決算内訳書における本社経費割掛分の算定について</p> <p>現状、本社経費を按分する際、西蔵王有料道路、山形駅西口駐車場における負担額を少なくするため、跨線橋下駐車場の収支を 0 にするような按分を行っているが、必ずしも実態に即した処理ではない。</p> <p>本来、本社経費按分は、人件費の従事割合等、合理的な基準によって按分すべきである。しかし、経営改善のため組織のスリム化を図っていることにより、総務・管理業務とも兼務体制をとっているため、従事割合が出せない状況となっている。</p> <p>あくまでも、本社経費按分は、従事割合等によりできる限り正確に行い、そのうえで、跨線橋下駐車場の収支差額分について西蔵王有料道路会計や山形駅西口駐車場会計へ拠出する場合は、道路公社として他会計へ拠出する意思決定を行った上で、処理すべきである。</p>	意見	公社等
3	<p>山形駅西口駐車場について</p> <p>平成 42 年以降、駐車場の運営については、県として対応を考えなければならないため、現在においても山形県として、駐車場の運営を注視していく必要があるものとする。</p> <p>県は、平成 42 年以降の山形駅西口駐車場のあり方等の課題を検討するため、駐車場資産について減価償却計算を実施する等企業会計の手法を用いて、管理上、駐車場の財政状況や経営成績を算定することが有用であるとする。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
4	<p>跨線橋下駐車場の管理委託の点検報告について</p> <p>「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路の占用の取り扱いについて(国道利第 20 号平成 21 年 1 月 26 日国土交通省道路局路政課長通知)」において、高架下の占用許可を行うに際し、道路管理者は、占用主体が行う高架下の日常的な点検等についての条件を附すこととしている。</p> <p>しかしながら、道路管理者である山形県が坂巻跨線橋下の更新の占用許可を平成 22 年 4 月 1 日に行っているが、占用許可を行った際、条件を付していないため、公社は、点検の報告や点検要領等を作成していない。</p> <p>あくまでも占用許可の可否、許可条件の内容等は道路管理者である県としての裁量権に属するものであるが、管理上、県は、上記通知に則って、必要な対応を行っていくことが望ましいとする。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
5	<p>西蔵王有料道路事業の終了に伴う県民負担について</p> <p>本来有料道路における利用計画は、長期にわたることより、当初計画時には予測できない事象の発生によって、計画と実際のかい離が発</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項

	<p>生する可能性があるが、西蔵王有料道路においては、当初計画からの かい離が生じる結果、平成 28 年度の無料開放時には、14 億円を超える 市中銀行借入の未償還金が残る見込みである。この未償還の負債は、 道路資産とともに、山形県に引き継がれることとなるため県は、西蔵 王有料道路事業が終了し最終的に残る未償還の負債について県民の理 解が得られるよう、有料道路を整備した意義や効果、引き継がれる道 路資産、計画的な負債の償還計画などについて十分に説明していく必 要がある。</p>		
6	<p>道路管理事務所の無料開放後のあり方について</p> <p>平成 28 年 7 月に当該道路は公社による事業が終了し、県へ事業およ び道路資産が移管されることが確定している。当該管理事務所建物は 道路資産の附帯資産であるから、同時に移管されることになる。また、 移管と同時に当該道路は無料開放されることになっている。</p> <p>現時点ではその後、道路管理事務所建物をどのように利用していく のかは未定である。このことは、有料道路事業終了時までの公社の収 支計画にも影響を与える可能性があるため、県は、有料道路事業終了 後に道路管理事務所を利用するか否か、使用するとした場合はその 利用方法を検討する必要がある。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
3.財団法人やまがた農業支援センター			
1	<p>正味財産増減計算書における事業別の正味財産増減計算における改善 の必要性について</p> <p>(1) 収益・費用の対応関係について</p> <p>平成 21 年度現在、正味財産増減計算書において、事業別の収益、 費用の対応関係が不明確であり、当該事業の状況を把握するうえ で、事業の実態が不明確な状況となっている。事業の状況が、明 確に把握ができる費用、収益の対応関係を検討する必要がある。</p>	意見	公社等
	<p>(2) 共通的费用の配分方法について</p> <p>平成 21 年度財務諸表の正味財産増減計算書の中で、各事業への 共通的费用等の配賦基準が明確ではなかった。共通的费用等の配 賦の方法は、平成 21 年度に適用していた会計基準における拠所 になる指針として、公益法人会計実務 Q&A (中間報告その 3) (平 成 6 年 9 月 5 日 日本公認会計士協会 公益法人委員会) 5 を参 考に、共通経費を配賦していくことで事業の状況がよりの確にと らえることができたものと考えられる。また、共通費を各事業に 配賦していくうえでの基礎となる、職員の執務実績が明確でなく、 従事割合が不明な状況となっている。事業実態をつかみ、適切な</p>	意見	公社等

概 要 版

	事業運営の管理を行うためにも、共通経費をいかに配賦するかの検討を行い、共通経費配賦の基礎となる従事割合等の把握等課題について対処していく必要があるものとする。		
2	<p>ニューファーマー経営安定加速事業</p> <p>当該事業により提供される資金は「貸与」であり、その後の意思決定により、返還義務の免除がなされる。しかしながら、平成 19 年度以前の会計処理においては、当初の資金提供時に「助成金」として費用処理がなされている。当初は、貸与であることより、貸付金と処理し、返還免除の意思決定に伴い、費用処理することが望ましい。</p>	意見	公社等
3	<p>集落営農支援事業によって整備された財産の管理について</p> <p>当該事業によって整備された施設等についての、財産管理台帳は存在し、利用率、財産状況についても地域協議会が把握に努めており、センターとしても成果目標の達成状況の評価の際に施設等の利用状況等については聞き取りしている状況にあるが、十分に把握できている状況にはない。当該条項を遵守し、運用していくためにも、事業によって整備した、固定資産の利用状況について、地域協議会と連携して、センターとして状況把握につとめ、適切に管理していく必要があるものとする。</p>	意見	公社等
4	<p>特定資産について</p> <p>以下の二つの特定資産については、当該特定資産としての意義は薄れているものと考えられる。当該特定資産設定の意義を見直し、運用上、有効に機能するように設計しなおす必要があるものとする。</p> <p>(1) 強化基金引当資産</p> <p>強化基金引当資産 (116,394,200 円) は、農地保有合理化事業を円滑に実施するための基金として、農地保有合理化事業に伴う損失補てん、地価下落等の要因によって生じる欠損の補てんやセンターの運営のために必要とした場合に使用するために、特定されている。</p>	意見	公社等
	<p>(2) 支援事業引当資産</p> <p>支援事業引当資産 (10,000,000 円) は、センターが支援事業を実施するに当たり、推進するための資金であり、センターの支援事業に行うための人件費や一般管理費に充てる目的で特定されている。</p>	意見	公社等
5	<p>特別事業用地の評価基準及び評価方法について</p> <p>公益法人会計基準 (第 4 財務諸表の注記、1 (1) 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等) に注記が要請されているが、センターにおける現状の財務諸表に、特別事業用地の評価基準及び評価方法については、注記表示がなされていない</p>	指摘	公社等

概 要 版

	い。現状は、取得原価により、評価されているのでその旨の開示が必要であるものとする。		
6	<p>債権債務の長期短期による流動固定分類について</p> <p>貸借対照表上、以下のように、長期、短期の流動固定分類が妥当ではないため、表示上、修正が必要であるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動資産として農業用機械・施設導入事業貸付金が6,800,000円あるが、そのうち、5,100,000円は長期の債権であり、固定資産として分類しなければならないものである。 ・特別事業未収金201,629,959円のうち、滞留債権14,388,859円が存在し、平成24年度までの分割払いによる長期にわたる回収計画となっている。 	指摘	公社等
7	<p>債権について貸倒引当金の設定が必要なものについて</p> <p>貸倒が懸念されている債権について、公益法人会計基準における貸倒引当金の設定の検討がなされていない事例があった。</p> <p>債権の回収が懸念される債権であり、貸倒引当金の設定の基準を検討し、基準に従って貸倒引当金の設定がなされなければならないものとする。</p>	指摘	公社等
8	<p>有価証券の管理規程について</p> <p>財務規程には、債権の管理等に関する規程はあるが、有価証券に関する規程が無かった。有価証券は、運用についてリスクが存在し、いかなる債権に投資するかについては、慎重に決定しなければならないので、別途、運用規則を作成しておくことが望ましい。</p>	意見	公社等
9	<p>特定資産の処分について</p> <p>経営構造改革緊急加速リース支援事業に係る機械の処分について、販売会社の代表理事からの報告をもって処分処理を行っているが、廃棄処分資料もなく、実際処分を行っているか不明であった。当該支援事業については事業実施要領が定められているが、当該処分案件についての資産管理に係る規定が整備されていないため、処理自体が不十分となっていると考えられるため、処分を行う場合は、除却処分をしたことの証憑を添付の上、処分を行う等の規定を設けるべきとする。</p>	意見	公社等
10	<p>徴収不能償却債権についての回収努力について</p> <p>平成21年度に徴収不能として償却した債権1,125,800円に対して、回収努力や債権保全等の手続について証跡が残っていない。</p> <p>徴収不能として会計上償却した債権で債権放棄していない債権についての回収努力及び債権保全については、経過等の証跡を管理すべきである。</p>	意見	公社等

概 要 版

11	<p>特別事業における農地販売先への与信管理について</p> <p>平成 14 年 12 月時点で明らかに経営が悪化していた先に、農地を平成 15 年 12 月に 14 百万円、平成 16 年 3 月に 15 百万円で販売したが、全額回収されずに、平成 22 年 3 月現在においても、回収されないまま残っている。</p> <p>農地販売するに当たっては、相手の経営力や財務力を判定し、与信をどうするかといった判定をするためにも、買入先の決算書や申告書を入手し、債権の回収可能性やその可能性に応じた債権保全の手段方法等の吟味を慎重に行ったうえで、販売決定を行うべきと考える。</p>	意見	公社等
12	<p>遊休資産について</p> <p>平成 22 年 3 月末現在に計上されている固定資産の中で、遊休資産が存在する。</p> <p>使用の可能性が無いものについては、速やかに処分をする必要があるものとする。</p>	指摘	公社等
13	<p>貸与助成金について</p> <p>ニューファーマー経営安定加速事業による助成金のうち継続就農されない等の理由により返還免除にならなかった債権が 2,150,000 円滞留しているが、債権回収・保全の手続きが適切に行われておらず、会計処理についても不適切なものとなっている。</p>	指摘	公社等
14	<p>実践農業研修助成資金貸付金について</p> <p>実践農業研修助成資金貸付事業による貸付金のうち、平成 17 年度の研修生 1 名に係る償還金が滞納されている。</p> <p>当該滞納分については、本人及び連帯保証人との交渉を持ち、滞納金の督促を行っているが、回収に至っておらず、今後とも当該債権の回収・保全に向け適切な管理に努めていくべきである。</p>	意見	公社等
15	<p>合理化事業強化基金の運用益の用途について</p> <p>平成 21 年度の合理化事業強化基金の運用益の用途については、合理化事業の直接事業費に充当されている 4,891 円を除く、2,699,109 円については、一般管理費等に充当されている。</p> <p>しかしながら当該利息についての用途については、一般管理費等に充当されている部分については、具体的に特定できない状況となっている。運用益については、より具体的に特定を行うことが望ましいものとする。</p>	意見	公社等

4.財団法人山形県下水道公社			
1	<p>除却すべき物品の存在について</p> <p>置賜処理区において、故障しており使用していないパソコンが1台存在していた。なお、当該物品は購入時に費用処理されており、物品として管理されている。公社は財務規程に基づき、不要物品を把握した場合には適時に不要決定および処分を行わなければならない。</p>	指摘	公社等
	<p>また、すべての処理区において物品の除却候補リスト等を作成するなど工夫して、適時に除却の判断ができるよう物品の管理を徹底されたい。</p>	意見	公社等
2	<p>棚卸資産の管理について</p> <p>現在、公社は薬剤や濾布等の消耗品について購入時に費用として会計処理し、期末時点で未使用の部分について棚卸資産として計上をしていない。</p> <p>公社は消耗品の管理について、まず現状と一致するよう規程等の見直しを検討した上で、必要な場合には消耗品のうち期末未使用分について実地棚卸を行い、管理表・実施照合表等の帳票類を整備することが望ましい。これにより、適正在庫の維持が図られる基盤が整備できるものとする。</p>	意見	公社等
3	<p>退職金規程の不備について</p> <p>公社は県OB職員を常勤の正職員として雇用しているが、当該県OB職員に対し退職金は支給しない方針であり、実際に支給された事実は過去にない。しかし、公社退職金規程では支給対象職員の定義が明確でなく、県OB職員に退職金を支給しない旨の規定等は明文化されていない。この点、法的に検討すると、公社は退職者からの請求があれば退職金規程に基づいて退職金を支給しなければならないものと考えられる。公社は県OB職員に対し退職金は支給しないとする方針に合致した退職金規程を整備しておく必要がある。</p>	意見	公社等
4	<p>執務実績の証跡不備について</p> <p>公社では、日別・各人別に職員の執務実績が証跡として残されていないため、各事業に係る人件費を正確に測定することができない。公社は適切な時間集計単位を設定し、日別・各人別に職員の執務実績を証跡として残し、経営効率を向上させるための分析等に利用すべきである。</p>	意見	公社等
5	<p>県および公社間の業務委託契約書における用語の修正について</p> <p>県および公社は4つの下水道処理区について、設備の運転管理業務および施設の維持管理業務に係る契約書を取り交わしている。この契</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項

概 要 版

	<p>約書中、施設等の使用および管理・修繕等について、それぞれ、「修繕」と「補修」とを異なる概念で捉えている。</p> <p>県および公社は、今後の契約に当たり用語を修正するか、あるいは少なくとも用語の定義を明確にすることにより、両者の権利義務関係を明確にする必要がある。</p>		
6	<p>下水道事業全体に係る資金のリスク管理について</p> <p>県から公社への委託料支払は、平成 21 年度実績で総額 1,487 百万円と多額であるが、公社において再委託業者等への支払滞留が発生する場合や余剰資金が発生する場合には、公社での預金管理が必要となる。</p> <p>実際に、年度中の余剰資金が譲渡性預金として運用されている。また、年度末には県からの委託料について余剰金の精算を行っているが、この精算により 1 億円を超える返還額が生じている。</p> <p>県は下水道事業全体に係る資金のリスク管理をより強固なものとするため、公社において余剰資金や滞留資金が発生しないよう、公社に対する支払方法およびその時期を検討すべきである。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
7	<p>公社流域下水道事業の再委託について</p> <p>公社は、流域下水道設備の運転管理業務、施設の維持管理業務を県から委託されているが、その一部について民間業者へ再委託している。平成 21 年度における各処理区の再委託割合（決算書ベース）は、いずれの処理区も 7 割超かつ山形処理区は包括的民間委託により 95% 超の再委託割合となっている。</p> <p>現在の県から公社への業務委託は再委託を前提としているため、現状と整合するよう契約内容を検討すべきと考える。</p> <p>また、県から公社への委託業務について再委託を前提とするなば、これまで再委託によって公社経営がどの様にどの程度効率化されたのか、さらに包括的委託と仕様発注とのどちらを選択する方が再委託の効果が高いのかといった定量的な分析を行い、今後の契約にフィードバックすべきであろう。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
8	<p>県・公社間の業務委託契約書の記載内容について（資格に関連して）</p> <p>県は、流域下水道の維持管理に係る資格を保有している職員を 1 名、県出先機関と同様の機能を有する公社には 4 名の有資格者を確保している。</p> <p>県と公社は法律上別組織と考えられ、「公社は県の代行機関」との位置付けにおいて、県と公社のいずれが下水道事業の運営管理等の責任を負うかが契約書等に明記されてない。</p> <p>県は公社との契約において、下水道事業の運営管理等に係る責任の</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項

概 要 版

	所在を明確にすべきであろう。また、県は下水道事業の安定的な運営管理等を目的として、有資格者を複数名確保することが望ましい。		
9	<p>流域下水道事業全体における損益について</p> <p>流域下水道事業は、県において下水道処理施設の整備等が行われ、同施設の運転管理業務および維持管理業務を公社に委託している。当該委託料は県が、一般会計とは別に流域下水道事業特別会計を設け、当該特別会計内で公社へ支払っている。一方、公社では当該委託料について余剰が生じた場合には全額を県に返還する方針としており、県特別会計への返還が同一年度に行われている。</p> <p>しかし、県一般会計と流域下水道事業特別会計との間における繰入金および繰出金の処理については、同一年度ではなく年度をまたいで行われており一般的に理解しづらい構造となっている。</p> <p>県は、流域下水道事業に係る一般会計と流域下水道事業特別会計との関係（資金の流れ、債権債務の関係等）を、より明確に県民へ説明するべく努力することが望ましい。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
10	<p>流域下水道維持管理費に係る下水道料金の決定について</p> <p>県は流域下水道に係る料金（維持管理負担金）の決定において、維持管理費、回収対象資本費（過年度の未収金回収分も含む）および予測水量を概算し、各費用を予測水量で割った金額の合算値を流域関連市町と協議の上、県議会の議決を受けて市町から徴収している。</p> <p>平成 21 年度末の県流域下水道事業における累積黒字は約 20 億円に上っており、県の流域関連市町に対する資本費立替金は約 27 億円に上っている。</p> <p>この点、資本費立替金が累積黒字よりも上回っている現状に鑑みて、維持管理負担金の累積黒字は県が関連市町から徴収する維持管理費への充当による単価の値下げではなく、資本費立替金との相殺による解消が望ましいのではないかと考える。</p> <p>県は流域下水道に係る維持管理負担金の決定において、各処理区における累積黒字の状況だけでなく、資本費立替金の状況も同時に照らし合わせた上で料金設定することが望ましいと考える。</p>	意見	県に関連する と考えられる 事項
5.社会福祉法人山形県社会福祉事業団			
1	<p>預金の簿外残高について</p> <p>平成 22 年 3 月 31 日現在、きらやか銀行湯野浜支店に慈丘園園長名義の普通預金 2,265 円が残高として存在しているが、事業団帳簿には計上されていなかった。</p> <p>各施設の現預金管理およびその報告が正確に行われる様に内部管理</p>	指摘	公社等

概 要 版

	<p>を徹底し、また決算時における現預金の帳簿残高と銀行残高証明書等との照合を漏れなく実施することにより、事業団名義の現預金をすべて決算書に表示する必要があるものとする。</p>		
2	<p>たな卸資産（商品・製品）の過大評価について</p> <p>事業団は平成 22 年 3 月 31 日現在、その決算書にたな卸資産として各授産施設において製造販売される商品・製品 2,743,376 円およびその仕掛品 1,108,010 円を計上しているが、当該たな卸資産を売価によって評価している。</p> <p>事業団の財政状態を適切に表した決算書とするため、たな卸資産の評価について「社会福祉法人会計基準」および「同注解」に準拠した「原価基準」に基づく経理規程および会計処理とする必要がある。</p>	指摘	公社等
3	<p>基本金残高の未計上について</p> <p>平成 22 年 3 月 31 日現在、事業団決算書における基本財産特定預金は 10 百万円（山形銀行県庁支店定期預金）計上されているが、基本金残高は 0 円となっている。この基本財産特定預金 10 百万円は事業団創設時における県からの出資金であり、県の決算内訳書においても出資金として表示されているものである。</p> <p>当該特定預金に対する見合いとなるべき基本金が 0 円となっている現状を再検討し、然るべき会計処理を行うべきである。</p>	指摘	公社等
4	<p>固定資産の過少計上について</p> <p>事業団はその経理規程において、単価 10 万円を超え、かつ 1 年を超えて使用する物品に係る支出は資産計上することとしている。</p> <p>事業団決算書において少なくとも器具備品が 1.8 百万円、構築物が 1.1 百万円過少計上、修繕費が 2.9 百万円過大計上となっている。</p> <p>事業団は各施設で費用処理されている支出について資産計上すべき支出が含まれていないか調査し、経理規程に基づいた処理を行える状況および内部統制を早急に整備すべきである。</p>	指摘	公社等
5	<p>固定資産台帳の管理について</p> <p>事業団は、固定資産の減価償却計算を行う上で財務会計システム内の固定資産管理台帳を利用しているが、平成 22 年 3 月末日現在の当該資産登録内容は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に照らして、前出登録資産の資産区分および耐用年数を検討すると、無形固定資産が約 9.5 百万円・車両運搬具が約 0.9 百万円の過大計上、器具備品は約 3.8 百万円の過少計上となっている。</p> <p>固定資産管理台帳の登録内容につき再度精査した上で規程が求める</p>	指摘	公社等

	正しい会計処理となるよう修正し、また今後の台帳管理につき正しく行われるよう内部統制を強化する必要がある。		
6	<p>決算書の記載内容について</p> <p>(1) 内部取引の消去</p> <p>事業団は、その決算において事業団内部における取引によって生じた損益および資産負債を消去せずに計算書類を作成している。消去していない重要な損益は人件費および雑収入の 244 百万円、資産負債は短期貸付金および短期運営資金借入金の 181 百万円がそれぞれ過大計上されたまま表示されている。</p> <p>事業団は内部取引について相殺消去した計算書類の作成を検討すべきであり、それができない場合でも少なくとも内部取引の内容と金額について注記することにより適切な情報開示をすべきであろう。</p>	指摘	公社等
	<p>(2) 財産目録</p> <p>事業団は、計算書類に含まれる財産目録を作成しているが貸借対照表と同様の記載内容となっている。</p> <p>事業団は社会福社会計基準および同注解が求める資産および負債の詳細を明記した財産目録を作成すべく、計算書類の記載内容を再度検討しなければならない。</p>	指摘	公社等
7	<p>たな卸資産の計上に係る経理規程について</p> <p>事業団は各施設で調達している食材や介護関連資材等を購入時に費用として会計処理しており、期末時点で未使用のものについてたな卸資産として資産計上していない。また、当該未使用品について実地棚卸を行っておらず、その実態が不明となっている。</p> <p>事業団は①「販売用品」「原材料」の定義等を明確にするよう、たな卸資産に係る経理規程の改定を再度検討すべきである。また、②費用処理の容認基準については、業界慣習が「介護用品等のたな卸資産」と限定的である点を考慮し、「棚卸資産のうち、毎会計年度一定量を購入し、経常的に消費するもの」と拡大解釈している条文を再考した上で、たな卸資産に係る経理規程の改定を検討すべきであろう。</p>	意見	公社等
8	<p>内部管理態勢について</p> <p>事業団は多数の施設を有しており、各施設で定款に記載されている社会福祉事業等を遂行する上で出納業務、購買業務および正職員以外の職員（以下、「非正職員」という。）の給与計算業務等の実務がそれぞれ行われている。本部においては、各施設に対する内部監査の仕組みを構築し運用することに努めている。</p>	意見	公社等

	<p>事業団で行われている以下 3 つの実務につき、再度業務のあり方を検討されたい。</p> <p>i) 現預金の出納管理について</p> <p>事業団では各施設において通帳および印鑑を管理しているが、次表のとおり平成 22 年 3 月 31 日現在、現預金残高が数千万円から数億円となっている施設が散見される。事業団は業務に支障のない範囲で各施設にある多額の現預金を本部にて集中管理する実務を検討すべきである。</p>		
	<p>ii) 正職員以外の職員の給与計算および支給について</p> <p>事業団は、正職員以外の職員（以下「非正職員」という。）の給与計算および支払業務を各施設において行っている。</p> <p>事業団は正職員だけでなく非正職員に係る給与計算および支給も本部に集約するか、あるいは本部にて給与計算および支給に係る監視機能の強化を積極的に検討し、リスク回避の上でコスト削減を目指すべきである。</p>	意見	公社等
	<p>iii) 購買手続について</p> <p>事業団は多数の施設を有していることから、そのスケールメリットを活かして共通資材等を一括購入するなどしてコスト削減を図るべきところ、全体で一括して契約しているのは重油購入単価、電気設備保安業務および消防設備点検業務と限られた分野のみとのことである。事業団全体あるいはエリア毎等で入札・発注・購買が可能なものについては、更に進めるべきであろう。</p>	意見	公社等
	<p>以上 3 つの観点から、現預金管理および多くの一般管理業務が各施設で行われており、かつ取引発生から会計処理まで各施設において完結している現状に鑑み、事業団は現在行っている各施設への内部監査をより実効性あるものとする必要がある。さらに、業務効率化、コストダウンおよび内部牽制態勢充実の観点から、各施設で行われている様々な業務について事業団全体あるいはエリア毎に統合・管理すること等も視野に入れて再度検討すべきであろう。</p>	意見	公社等
9	<p>特別会計の位置付けについて</p> <p>事業団は、職員の年金共済制度に係る資金の積み立てや手当の支給など収支状況や財政状態を、一般会計と区分した年金共済事業特別会計として決算書に表示している。</p> <p>一方、事業団に係る会計および規程の基礎となる「社会福祉法人会計基準」および「社会福祉事業法」に照らし、事業団は、職員の年金共済制度に係る収支状況や財政状態を、一般会計に含めて決算書に表</p>	意見	公社等

概 要 版

	示することを検討し、それに先立ち経理規程の内容を再検討すべきである。		
10	退職給付債務の認識について 事業団は経理規程における退職給与引当金の計上規定を確定的な表現に見直すべきである。	指摘	県に関連する と考えられる 事項
	事業団（または県）は、計算書類（または決算書等）に退職給与引当金を計上すべきである。	指摘	県に関連する と考えられる 事項
11	退職給付債務の認識について 県と事業団は退職手当に係る補助金について、将来負担の確定を含めて協議することが望ましい。	意見	県に関連する と考えられる 事項
12	借用地の駐車場設置について 事業団の特別養護老人ホーム4施設は、平成15年4月に県から建物、設備等につき無償譲渡を受け、その後自主管理を行っている。当該施設に係る土地は現在も県が所有し、事業団は県から無償貸与を受けているが、同施設のうち寿泉荘に係る土地の一部を所有者である県に特段の報告なく事業団が駐車場に造成していた。 借主である事業団は経理規程に従った承認活動を行うべく各施設への指導を徹底し、また各施設で費用処理されている支出について県への報告を要するものがないか本部等により調査し、さらに明確な経理規程を整備することにより承認や報告が漏れることのない体制および内部統制を構築すべきである。	指摘	県に関連する と考えられる 事項
13	指定管理者制度の運用について 県は社会福祉施設につき、平成18年度から指定管理者制度を採用し、同年から5年間にわたり事業団を指定管理者として選定し制度運営してきた。 この点、計2期10年にわたりすべての社会福祉関連施設に係る指定管理に対して事業団のみしか応募していない現状を外形的に判断すると、監査人は「幅広い団体の中から指定」されているかどうか、また、制度趣旨に合致しているかどうか全く疑義なしとしない。 県は、業務の専門性や提供するサービスの質の確保には十分留意しつつも、さらに応募者が複数となりやすい環境を整備し、指定管理者制度の趣旨により合致した制度運用を行っていくべきと考える。	意見	県に関連する と考えられる 事項

※ 上記表の「摘要欄」について記載すると以下のとおりである。

「公社等」

：公社等に個別的な事項であり公社等が個別に対処可能と監査人が判断した事項

「県に関すると考えられる事項」

：上記以外の、県が対処すべき事項または県の方針等を前提とすると監査人が判断した事項

以 上